

○長野原町新田住宅設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年12月3日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野原町新田住宅の設置及び管理に関する条例(平成22年長野原町条例第19号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(家賃の決定)

第2条 条例第7条に規定する住宅の家賃は、次のとおりとする。

住宅名	住宅種類	家賃
新田住宅A	家族向住宅	47,000円
新田住宅B 1号・2号	家族向住宅	45,000円
新田住宅B 3号・4号	単身者住宅	30,000円

(家賃の減免及び徴収猶予)

第3条 条例第8条の規定による家賃の減免、又は徴収の猶予を受けようとする者は、家賃減免・徴収猶予申請書(様式第1号)に当該申請の理由を証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があった場合、入居者の事情その他を調査し、減免、又は徴収猶予の必要の有無を決定し、家賃減免承認・不承認決定通知書(様式第2号)、又は家賃徴収猶予承認・不承認決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(入居請書の提出)

第4条 入居の決定を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に様式第4号による長野原町新田住宅入居請書を町長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、長野原町町営住宅管理条例施行規則の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

家賃減免・徴収猶予申請書

(あて先)長野原町長 様

入居者氏名
電話番号 印

次のとおり家賃の を申請します。

現在の家賃	円	
減免希望額	円	
減免希望額期間	年 月分から	年 月分まで
猶予希望期間	年 月分から	年 月分まで
理由		
猶予期間後の 納入方法		

1 家族の状況

続柄	氏名	生年月日	年齢	職業	月収(円)
本人					

年 月 日

家賃減免承認・不承認決定通知書

様

長野原町長

印

年 月 日付けの家賃減免申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 次のとおり家賃の減免を承認します。

減 免 金 額	円	
減 免 後 の 家 賃	円	
減 免 期 間	年 月分から 年 月分まで	
承 認 条 件	下記のいずれかに該当するときは、減免を取り消します。 1 申請書に事実と異なる記載があったとき。 2 長野原町新田住宅設置及び管理に関する条例第11条において例とする長野原町町営住宅管理条例第41条に規定する明渡請求の対象となる行為を行ったとき。	

2 次のとおり減免は認められませんのでご了承ください。

理 由	
-----	--

年 月 日

家賃徴収猶予承認・不承認決定通知書

様

長野原町長

印

年 月 日付けの家賃徴収猶予申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 次のとおり家賃の徴収猶予を承認します。

家賃	円	
猶予期間	年 月分から 年 月分まで	計 箇月 円
納入方法		
承認条件	下記のいずれかに該当するときは、減免を取り消します。 1 申請書に事実と異なる記載があったとき。 2 長野原町新田住宅設置及び管理に関する条例第11条において例とする長野原町町営住宅管理条例第41条に規定する明渡請求の対象となる行為を行ったとき。	

2 次のとおり徴収猶予は認められませんのでご了承ください。

理由	
----	--

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

請 書

長野原町長 様

入居者氏名
連帯保証人氏名
性別 男・女
入居者との関係
住 所
職 業
勤め先
T E L

実印
実印

年 月 日付けをもって、新田住宅の入居許可を受けましたが、使用については、長野原町新田住宅設置及び管理に関する条例及び長野原町新田住宅設置及び管理に関する条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示及び命令を堅く守ります。

また、連帯保証人は、入居者が本件入居に関し御町に対して負担する一切の債務につき入居者と連帯して保証することを誓約します。

上記履行の証として、連帯保証人と連署のうえ本書を提出します。

所 在 地	群馬県吾妻郡長野原町大字応桑 番地
住 宅 名	長野原町新田住宅 棟 号室
家 賃	1ヶ月 円
敷 金	家賃の3ヶ月分 円

注)1 連帯保証人は、独立した生計を営んでいる者で、入居者と同程度以上の収入があることが必要です。

2 連帯保証人の収入証明書として、源泉徴収票及び市町村若しくは区役所が発行する所得証明書を添えてください。

3 入居者及び連帯保証人は、印鑑登録してある印鑑を押印し、それぞれ印鑑登録証明書を添えてください。